

条約対象候補 5 物質のリスク概要 環境省



2005 年 11 月 7 日から 11 日までスイスのジュネーブで、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)」に基づく POPs 検討委員会が開催されました。

POPs 検討委員会はこの条約に追加する新たな対象物質を検討するため、05 年 5 月開催の第 1 回締約国会議で設置された委員会で、今回の会合により条約の対象物質への追加が提案されたクロルデコン、リンデン、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の 5 物質について、人の健康・環境への影響の概要をまとめた文章(リスクプロファイル)案を 06 年 11 月開催予定の次回会合までに作成することが決まりました。

POPs 条約とは、環境中での残留性が高い PCB、DDT 等 12 種類の化学物質を対象とした条約で、対象物質の製造・使用禁止、排出削減措置についての国内実施計画の策定、対象物質を含むストックパイル・廃棄物の適正管理などが盛り込まれており、04 年 5 月 17 日に発効しています。

当社では、DDT 類を始めとした POPs 条約対象物質の分析を行っております。分析をご依頼の際は当社をご利用ください。

資料:2005 年 11 月 15 日付 EIC ネット

機器分析箇所 会田祐司

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

